

那霸市教育委員会会議録

令和2年度（2020年度）第8回（定例会）

署名人 仲平千佳子

教育長 田端一正

開催日時 令和2年（2020年）8月19日（水） 開会 午前10時00分
閉会 午前11時55分

開催場所 那霸市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、新里隆司主査、平安真希子主査

(生涯学習課) 平良尚子課長、久場祐介主査

(施設課) 當間弘課長、奥濱真主幹

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 佐久田悟課長、石原昌英副参事、菊地智裕副参事、謝花蔵指導主事

(学務課) 森田勝課長、上江洲寛副参事、田盛善宏主査

【市民文化部】儀間ひろみ副部長

(文化振興課) 新垣和彦課長、親川さおり副参事、眞榮平大主査

(文化財課) 大城敦子課長、國吉裕子主幹

議事日程 ※議案第16号、報告4、報告5は非公開案件。ただし、報告4、報告5の会議録は議会提案後に公開。

- 1 報告1 那霸市文化芸術基本計画（案）の策定について【総務課】
- 2 報告2 令和2年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について
【総務課】
- 3 報告3 第2次教育振興基本計画に係る組織目標について（文化財課関係分）【文化財課】
- 4 議案第12号 那霸市教育事務点検評価委員会への諮問について【総務課】

- 5 議案第13号 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について【学校教育課】
- 6 議案第14号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について【学校教育課】
- 7 議案第15号 令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について
【学校教育課】
- 8 議案第16号 那覇市社会教育委員の会議への諮問について【生涯学習課】
- 9 報告4 市長の専決処分（車両事故）の議会報告について【学務課】
- 10 報告5 市長の専決処分（学校事故）の議会報告について【施設課】
- 11 報告7 那覇市立小中学校の臨時休業について【学校教育課】
- 12 報告6 那覇市立小中学校の臨時休業の延長について【学校教育課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 それでは、令和2年度第8回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は仲本委員にお願いします。

報告1 「那覇市文化芸術基本計画（案）の策定について」の説明をお願いします。
田端生涯学習部副部長、お願いします。

田端副部長 報告1 「那覇市文化芸術基本計画（案）の策定について」、那覇市文化芸術基本計画（案）の策定について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長
田端 一正。報告理由 那覇市文化芸術基本条例第6条に基づき、「那覇市文化芸術基本計画（案）」が策定された。この計画は市全体で文化芸術の施策の推進を図るために定められたもので、教育行政分野に広く関係していることから、この件を報告する。説明は総務課長から行います。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 内容の説明に入る前に、今回の報告の主旨についてご説明いたします。この那覇市文化芸術基本計画案ですけれども、那覇市文化芸術基本条例の第2条に文化芸術施策の推進に係る基本理念の実現を目的として定めたものでございます。計画にいう文化芸術とは、伝統芸能、音楽、演劇、生活文化、サブカルチャー等々、その範囲は広く、施策は様々な自治体の協働により総合的に実施するということになってございます。また、その施策を推進するためには、教育委員会においては学校や社会教育現場である公民館・図書館等が密に連携していくことが求められております。このようなことから、今回この計画案を教育委員会に報告するものでございます。具体的な内容につきましては、所管である市長事務部局の文化振興課から説明を行いたいと思います。

田端教育長 市民文化部文化振興課長、お願いします。

新垣課長 はいさい。市民文化部文化振興課の新垣でございます。先程ご説明がありましたとおりご報告という形でさせていただきます。資料の確認をお願いします。右上に資料1と書かれたものとカラーの冊子の2点の資料でございます。資料1を中心にご説明いたします。

まず1番「策定経過」でございます。平成30年度より約2年半で策定をしているところでございます。冊子の53ページに策定経過の一覧を掲載しております。この中で基礎調査を平成30年、データ上は平成29年になりますが、それを基に現在の現状と課題を加えております。府内計画策定委員会（部長級）には山内生涯学習部長にご参加いただきお力添えを得たところでございます。幹事会（課長級）は5回行っております。それ以外に市民ワークショップを3回行いました。冊子の54ページから56ページに写真を添えて掲載しております。文化行政審議会は4回行っております。57ページに掲載しています。いちばん最後の会議はコロナ禍の影響でWeb会議も行ったところでございます。厚生経済委員会での勉強会も2回行いました。

続いて、2番「策定の経緯」でございます。本計画は「那覇市文化のまちづくりプ

ラン」を改定したものでございます。平成29年に国の文化芸術基本法が改正されまして、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、いろいろな分野との連携が図られるようにということで、当初10年で改正予定だったものを、上位法である国の文化芸術基本法の改正後に行うことといたしまして、前の基本計画から15年経過という形で遅れたところはございます。令和2年の3月には「那覇市文化芸術基本条例」を制定し、本計画は第6条に基づいた計画となっております。冊子の51ページに「那覇市文化芸術基本条例」を記載しております。

教育委員会に関連するところといたしまして、第2章の「那覇市における文化芸術の現状と課題」をご覧ください。平成30年度の基礎調査を基に記載しております。13ページに公民館活動という形で文化活動の現状を記載しております。14ページでは学校関連の主な文化活動の現状という形で記載しているところです。そして19ページが公民館と図書館を含めた文化施設の紹介という形で書いております。20ページの下の方の※印をご覧ください。4月1日に開館した「那覇市人材育成支援センターまーいまーいNaha」を追加で記載しております。もう一つの※印をご覧ください。令和3年度に開館予定の「那覇文化芸術劇場なはーと」と追加させていただいております。

第4章は「基本的施策と主な取組」ということで、30ページでは「子どもたちの文化芸術の充実を図ります」、31ページでは「沖縄の暮らしに根づく文化を継承します」、33ページでは「伝統文化の普及・継承・発展を図ります」ということで記載しております。冊子には過去の写真等を掲載させていただいているところございます。今回、国の文化芸術基本法の改正によりこの基本計画を改定するにあたり、府内の横断的な会議をもたせていただきました。いろいろな委員から教育委員会の部分をもっと載せたほうがいいのではないかというご意見があり、当初の計画以上に記載していると思います。

沖縄の伝統文化について、教育委員会のお力を借りながら今後も継承していきたいと思っているところで、この基本計画を策定したところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

田端教育長 ただいま件につきまして、ご意見ご質問をお願いいたします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この基本計画は、大体、何部くらい作られて、どのような所に配布されているんですか。

親川主幹 100部を予定しております、各支所やネットでも公開する予定です。公民館等への配付も検討いたします。

本仲委員 教育委員会の内容の部分が増えているということですので、例えば、学校にも配られるのでしょうか。

新垣課長 データでいただく予定ですので、今後、教育委員会と調整をしたうえで、増刷がで

きるように努めていきたいと思います。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 市民文化部の文化振興課が中心となって基本計画が策定されると。観光とか、教育とか、まちづくりに影響していくものだと思いますが、策定された後、横断的な取り組みのために何らかの会議や具体的な取り組みの予定はありますか。

田端教育長 新垣課長、どうぞ。

新垣課長 ご質問件の部分ですが、45ページの第5章「計画推進にあたって」をご覧ください。下に体系図がございます。中央に「文化芸術（文化振興課）」がありまして、周りに様々な府内サポート体制がございます。例えば、今、小中学校で旗頭の活動が盛んに行われ、教育委員会では旗頭フェスタがございます。校舎や自治会の建て替え等で旗頭を保管する場所がないなどの協力依頼がありました。文化振興課が中心となって、工事の現場を仕切る施設課であったり、旗頭フェスタを所管する生涯学習課であったり、公共施設の総面積をファシリティという形でコントロールする企画財務部であったり、地域でどのような保管場所を確保するのか調整させていただいているところです。また、活動しやすいための助成がどういった形ができるか、既に調整しているところですね。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 19ページの那覇伝統工芸館の部分に体験工房と掲載されていますが、コロナ禍でこれから先どのようなやり方というか、どのような考えをもっておられるのかお聞きしたいと思います。

田端教育長 新垣課長、どうぞ。

新垣課長 今回、いろいろな方から新型コロナウイルスもこの計画に入れてはどうかとご提案がございました。44ページの「その他の基本的施策」をご覧ください。感染症等による新たな災難や危機的な状況における文化芸術活動という形で設けてございます。概要としましては、感染から身を守るための「新たな生活様式」が求められていること、日常生活においては在宅勤務や自宅で学校の講義を受けるなど、インターネットを活用した取り組みでありますとか、実際、芸能等もWeb配信が始まっているところでございます。コロナ禍でも文化芸能が途絶えることがないような支援ということではありますけれども、密を回避しながら体験できるものもあると思います。例えば、今までであれば20人で体験していたものを5人で行うとか。今後、求められてくると思うので、観光客のニーズに合わせた形で、いろいろな方に体験ができるようなことを支援していきたいと考えているところです。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 質問ではなくてお願いに近いのですが。これは那覇の子ども達に限ってではないのですが。私達ウチナーンチュは、沖縄が大好きだけど沖縄のことを知らない人が多い

んですね。観光客に質問されても実は県外の方のほうが詳しかったりするので。子ども達に首里城などの大きな文化資源だけではなく、自分達の学校の近くにある小さな小さな文化資源がたくさんあると思うので、積極的に学校に出前講座や地域の有志の方とか派遣するようなアクティブな教育プログラムみたいなものを企画していただきたい。せっかく基本計画が策定されるので是非ご検討いただきたいと思います。これからはチーム教育（STEAM教育）といって、サイエンスや理科、算数、日本人はそこが弱いのだけれども、最近では「A」というアート、リベラルアートの部分が全ての教科や全ての学びの要になると世界的にもいわれています。私達のアイデンティティを育む場であったり、自分達がウチナーンチュ那覇の子として誇りをもった人格形成や人材育成していくには、芸術の部分は凄く大事になってくると思います。是非、学校や教育委員会と連携をして、今後、10年、20年と続く取り組みにしていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

田端教育長 新垣課長、どうぞ。

新垣課長 喜屋武委員がおっしゃったご要望につきましては、いろいろな方からお話しがございました。学校の指導要領の中にもいろいろなところに散りばめられています。私共は交通整理的にどのようなニーズがあった時にどのように繋がができるのか。お話しにありました地域の資源につきましては、文化財課の学芸員や公民館や那覇市人材育成支援センターまいまーいNahaでいろいろな事業を行っているところでございますので、そういう企画をしていただくとか。新たな文化芸術の拠点ということで、来年度に開館予定の「那覇文化芸術劇場なはーと」の方でも、世界的な大きなものを是非、観覧に来ていただきたいという働きかけをする計画となっているところです。

喜屋武委員 ありがとうございます。

田端教育長 大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。ほかにご質問等がないということありますので、報告1「那覇市文化芸術基本計画（案）の策定について」は、これで終了いたします。

続きまして、報告2「令和2年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」の説明をお願いいたします。田端生涯学習部副部長、お願ひします。

田端副部長 報告2「令和2年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」令和2年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由令和2年度において実施するマネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その一覧表を報告する。説明は総務課長が行います。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 それでは、資料の1ページ目をご覧ください。「令和2年度マネジメント所属別集計表」がございます。令和2年度につきましては、生涯学習部と学校教育部を合わせて、教育長マネジメントが2件、部長マネジメントが5件、課長マネジメントが16件、合計23件の事業をマネジメントいたします。続きまして、2ページの「年間スケジュール」をご覧ください。①から④までのマネジメント対象事業の確定と目標設定等の作業は既に終了をしております。本日の教育委員会会議への報告が⑤の項目になります。今後につきましては、⑥の9月中旬から10月中旬にかけての中間評価、⑨の12月中旬から1月中旬にかけての年間評価を経て、3月に⑪のマネジメント実施結果を教育委員会会議で報告をさせていただきます。その後、ホームページにて広く公表していく予定でございます。それから関連しまして補足をいたしますが、教育委員会の職務権限といたしまして「文化財の保護に関すること」というのがございます。当該事務については市長部局の文化財課が補助執行をしているところです。当該文化財課関係分につきましては、市長部局で実施している目標管理という仕組みにおいて進捗管理をしております。次の報告3の方で説明がございます。それでは本年度のマネジメント事業の具体的な内容につきまして、新規事業を中心といたしまして、担当から説明いたします。

田端教育長 新里主査、お願いします。

新里主査 それでは、本年度、新規のマネジメント事業は4件ございます。この4件について説明いたします。資料3ページをご覧ください。新規事業1件目は教育長マネジメントNo.1「第3次教育振興基本計画の策定」です。目的・内容としましては、現在の第2次教育振興基本計画が令和2年度で終了し、令和3年度からの第3次教育振興基本計画を策定する必要があるため、その策定に向けた作業を行います。次に資料の6ページをご覧ください。2件目は、課長マネジメントNo.1「人事管理に関する課題」です。内容としましては、図書事務職員、司書職員のキャリアパスに関する考え方の整理・検討をいたします。3件目は同じく資料6ページの課長マネジメントNo.3「まーいまーいNaha講座等事業実施」です。目的・内容としましては、「人材育成支援センターまーいまーいNaha」が今年度開館しまして、観光産業分野などで活躍する人材の育成、国際相互理解の促進につながる講座などを実施します。また、地域住民の学習・交流活動を支援するための事業を行います。次に資料9ページをご覧ください。4件目は、課長マネジメントNo.14「那覇市学校給食施設整備計画策定業務事業」です。目的・内容としましては、アレルギー食に対応でき、学校給食衛生管理基準に適合できる施設規模を確保したうえで、小規模給食センター方式を中心として那覇市立学校給食調理場全体の再編計画を実施します。以上の4件が新規事業となります。その他の継続事業については、本資料のとおり設定しております。各事業の年

度目標については、各課が先月設定したものです。今後、新型コロナウイルスの影響により、事業の縮小・中止等で目標が達成できないものにつきましては、中間評価、または年間評価でその旨を記入してもらい、年度目標の修正が必要な事業については、中間評価の時点で修正することとしております。参考資料としまして資料11ページに第2次那覇市教育振興基本計画の施策体系表を添付しております。教育振興基本計画の施策に基づく今年度の主要事務事業を掲載しています。文字をゴシック体にしている事業が今回のマネジメントで指定している事業となっています。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 6ページにあります「人事管理に関する課題」の図書館司書のキャリアパスに関する考え方の見直しが新規事業になった経緯を教えていただけますか。

田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 これまで人事管理上、学校図書館の事務職員は一般行政職とは別に司書職行政IIという別枠で採用してきたということがございます。この方々は基本的には学校と公立図書館との間で人事異動や交流等を行います。一般行政職と異なりまして、主査とか、主幹とか、課長とか、キャリアとしてあがっていくうえでのルートがはっきりしておりません。長年の勤務でそれなりの力のある職員もございますので、ある程度ルートを設定しておく必要があるだろうということで、考え方を整理していくことでございます。

田端教育長 ほかにありませんでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 9ページの新規マネジメント事業に関連して、現在、アレルギー食対応の子どもの人数を教えていただきたいと思います。

田端教育長 森田学校教育部副部長、お願いします。

森田副部長 人数につきましては、後ほど報告いたします。

田端教育長 概要の説明をお願いできますか。

仲程課長 私の方からご説明いたします。基本的に子ども達のアレルギー対応については、単独調理場や給食センターを含め出来る範囲の対応はしているという状況がございます。アレルギー食の対応をする場合、通常の子ども達が食べる給食を調理する工程とアレルギー対応の献立を調理する工程が接触しないということが大事になるわけです。しかし、きちんと区切られた施設や部屋があるというわけではなく、単独調理場や給食センターでは、通常のルートから少し離れたところでなるべく外との接触がないよう調理を行っております。今後、しっかり対応できる施設にしていくことも含めての整備計画ということになります。

田端教育長 ありがとうございます。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 市の公的な教育で外国籍のお子さんを教育するということもあり得ると思います。

例えば、イスラム系の方や特別なニーズのあるお子さん達の受け入れも含めて考えていただきたいと思います。意見です。

田端教育長 外国籍の児童生徒はどのように対応していますか。武富学校教育部長、どうぞ。

武富部長 私が在籍していた学校ではそのような事例はありませんでした。仲本委員がおっしゃったように食事の面は大変大きいので、配慮していかないといけないことだとお聞きして感じました。

田端教育長 今、このような外国籍児童生徒も実際にいますので、様々な生活様式があると思います。どのように対応しているのか声を拾っていきたいと思います。補足でしょうか。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 コロナ禍の中で中止になったり延期になったりいろいろございますけれども、7ページの「那覇市健康ウォーキング推進事業」という事業がございまして、今年度は中止の決定がされております。ただ、マネジメントとして管理していくと中止の決定をする前に資料を作成しましたので、今回は進めていく形をとって中間評価の中で中止の判断があったとの形を取りたいと思います。

田端教育長 森田学校教育部副部長、お願ひします。

森田副部長 先程平良委員からご質問がありましたアレルギー対応の人数について、令和元年度の小学校のアレルギーを有する児童は710人で全体の3.6%、中学校は550人で6.2%になります。小学校では自分で除去して食べる児童が521人で73.4%、その他は弁当や除去食、代替食の対応となっております。中学校においても自分で除去して食べる生徒は95.8%で、ほとんどの生徒が自分で除去して食べているという状況になっています。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。ほかにご意見ご質問がないということありますので、報告2「令和2年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」は、終了いたします。

それでは、報告3「第2次教育振興基本計画に係る組織目標について（文化財課関係分）」の説明をお願いいたします。儀間市民文化部副部長、お願ひいたします。

儀間副部長 はいたい。市民文化部副部長の儀間でございます。報告3「第2次教育振興基本計画に係る組織目標について（文化財課関係分）」、第2次教育振興基本計画の文化財課関係分の組織目標について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 第2次教育振興基本計画の文化財課関係分の組織目標について、那覇市目標管理制度の書式を活用して報告する。大城文化財課長から説明いたします。

田端教育長 大城文化財課長、お願ひいたします。

大城課長 令和2年度文化財課組織目標のうち、第2次那覇市教育振興基本計画に関する2つの組織目標についてご説明いたします。市長部局では組織目標管理制度を導入してお

り、お手元に配布しました資料は組織目標を管理する指標となります。まず組織目標の1つ目、所管4施設（歴史博物館、壺屋焼博物館、玉陵、識名園）の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応でございます。達成水準は、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づく対応とし、ガイドラインの策定、チェックリストに基づき確認を行うこととしております。現在、沖縄県での緊急事態宣言下にあり所管4施設は臨時休館・休園しております。従来は第5次那覇市総合計画の施策28文化が保存され継承されるまちづくりの指標に合わせ、入園・入館者数の増を目標としておりましたが、現在のコロナ禍において、3密対策の徹底、イベントの中止、不要不急の外出自粛が掲げられているため、新型コロナウイルス感染症対策を行い、入園・入館者が安心して観覧できる体制を整うことを目指しております。

次に組織目標の2つ目、収蔵庫の確保及びあり方の検討でございます。収蔵庫とは埋蔵文化財の発掘・調査で出土した遺物を保管する倉庫のことです。現在、出土遺物を収蔵している収蔵庫は、エコーマール那覇プラザ棟、旧めおと橋保育所、南風原収蔵庫、那覇市民会館1階ホール、安謝小学校、とまりんの6ヶ所でございます。達成水準につきましては、平成30年度に設置しました企画調整課や財政課などの関係課職員を構成員とするワーキンググループで那覇市民会館に一時的に収蔵している遺物の移転先について検討を進めるとともに、収蔵・展示などを備えた埋蔵文化財センターの建設に向け、設備規模、予算等について検討を行い、基本的な考え方を整備したいと考えております。以上が令和2年度の文化財課の組織目標でございます。よろしくお願いします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 埋蔵文化財センターの建設に向けて候補地などは選定されていますか。

大城課長 今のところはありません。今、考えているのは既存の施設を活用してはどうかということで調整を進めているところです。

本仲委員 埋蔵文化センターは見学を受け入れるわけですよね。

大城課長 ほかのところはそうですね。

本仲委員 選定委員会を設置して候補地の検討を進めていかれるのかどうか。

大城課長 今後、そうですね。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、報告3「第2次教育振興基本計画に係る組織目標について（文化財課関係分）」は、これで終了いたします。

続きまして、議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」、那覇市教育事務点検評価委員会に別紙のとおり諮問する。令和2年8月19日提出。教育長 田端一正。提案理由 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、

那覇市教育事務点検評価委員会に諮問するため、この案を提出する。内については、総務課から説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 それではページを捲っていただきまして、委員長の崎原永輝様に送付する点検評価の諮問文でございます。令和元年度の事業のうち15事業について諮問をいたします。15事業につきましては、先の教育委員会会議で決定していただいたものでございます。別冊の「令和2年度教育事務点検評価対象事務事業」をご覧ください。これは各課が作成しました評価シートを綴ったものでございます。内部評価（自己評価）を記載しております。表紙は対象事業の一覧表でありまして、各課の事業名がありまして、右側に妥当性・効率性・有効性・総合評価、今後の展開という項目がございます。入力されております数字、アルファベットが、それぞれの主管課が行った内部評価でございます。内部評価の基準について、別冊の資料1をご覧ください。1ページから2ページにかけて、妥当性・効率性・有効性の3つの観点から行うということにしてございます。それぞれ5点が最高点で満点は合計の15点になります。総合評価は合計点の合計が満点の15点から14点でA評価、13点から11点でB評価、10点から8点でC評価、7点から5点がD評価、4点から3点でE評価となり、A・B・C・D・Eの5段階で評価しております。対象事業の一覧表に戻ります。今回の内部評価の結果は、対象事業15事業のうちA評価が5事業、B評価が10事業でございます。今後の展開の内容においては、対象事業に対する今後の方向性等を示しています。2ページ以降は当該主管課が作成した個別シートになります。次に資料2の今後のスケジュールをご覧ください。8月下旬頃までに点検評価委員会による各課のヒアリングを実施します。外部評価の協議、調整などを行い、10月15日には答申を受ける予定です。その後、10月20日の教育委員会会議で報告書の作成について決定をしていただきまして、11月末日頃の11月定例会で議会に報告するとともにホームページで公開する予定でございます。説明は以上でございます。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 相談室「はりゅん」と適応指導教室「あけもどろ学級」は具体的にどこで活動していますか。

田端教育長 平良副参事、お願いいたします。

平良副参事 相談室「はりゅん」は、真和志庁舎の4階にございます。適応指導教室「あけもどろ学級」も同じく真和志庁舎の4階にあります。どちらも教育相談課が所管しております。「はりゅん」では年間4,000回から5,000回の相談回数になります。「あけもどろ学級」は、年間を通して子ども達の適応について支援しております。学校への適応を目指したり、社会適応を目指したりしています。この活動のなかには小集団活動ということで、ソーシャルスキルトレーニング等を行っております。

- 仲本委員　　わかりました。
- 田端教育長　ほかにありますでしょうか。仲程総務課長、お願ひします。
- 仲程課長　　補足いたします。相談業務について5ページと6ページの個別シートをご覧ください。令和元年度の実施内容や所管課が考へている成果や課題等々、それから指標が示されているものについては指標を達成したかどうか記載されています。内部評価については、内部評価という欄で自己評価を行っています。今後、点検評価委員会にてヒアリングを受けまして、最終的には空欄の部分に外部評価が記載されます。内部評価と外部評価は必ずしも一致するわけではございません。いろいろな評価が出てきますので、結果報告があった後にご報告いたします。
- 田端教育長　喜屋武委員、どうぞ。
- 喜屋武委員　今後の展開の「拡充」「継続」「改善」という言葉と、総合評価のA・B・Cの基準を教えていただければと思います。
- 田端教育長　平安主査、お願ひします。
- 平安主査　　資料1の教育事務点検評価の妥当性・効率性・有効性配点判断基準をご覧ください。3ページにございまして、それぞれ「妥当性」「効率性」「有効性」の合計点数が15から14がA、13から11がBというように、アルファベットで内部評価してございます。今後の展開は、「拡充」「継続」「改善」などありますが、事業の所管課がこの事業を今後どうしていきたいのか方向性を照らし合わせてどれに該当するのか調整しております。
- 喜屋武委員　ありがとうございます。
- 田端教育長　本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員　外部評価のヒアリングを実施するうえで評価委員からたくさんの質問がありますか。
- 田端教育長　その状況について仲程総務課長、どうぞ。
- 仲程課長　結構な数の質問がございます。いちばん多いのが学校教育部門といいましょうか、教育効果に係る部分は評価自体が難しいことがございます。指標は設定しますが、その指標どおりにいかないという部分がありますので、そのあたりの質問があります。社会教育関係の施設の入館者数等は数字としてはつきりしますが、学校教育の評価に係る部分について割と厳しいヒアリングがあつたりするというのがここ数年ございます。
- 田端教育長　どうぞ、本仲委員。
- 本仲委員　外部評価の答申や説明を読むとかなりの時間を割いて細かに評価してくださっているなということで、大変敬意を表します。那霸市教育委員会の点検評価は項目が多いということと、凄く丁寧にされているなということをいつも感じています。これからも厳しい目で点検評価していただきたいなと思います。感想です。
- 田端教育長　この制度を実際の事業の実施にしっかりと活かしていきたいと思います。ほかにござ

見ご質問等大丈夫でしょうか。それでは、ご意見ご質問等がないということありますので、議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第12号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第13号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第13号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」、令和3年度使用小学校教科用図書について、別紙のとおり採択する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、令和3年度使用小学校教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明します。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願いします。

佐久田課長 資料2枚目の1ページをご覧になってください。令和3年度使用小学校教科用図書について、教科用図書那覇採択地区協議会が7月27日、28日、29日の3日間開催されました。その中で29日水曜日において、令和3年度使用小学校教科用図書の選定が行われました。今年度は新たに小学校で教科書の検定はありませんでしたので、昨年度採択した教科書をそのまま継続して選定するということを確認いたしましたので、この案を提案いたします。小学校においては資料にありますとおり、11教科13種目となっております。昨年の教科、そして教科書会社は同じでございます。そして2ページは、教科書採択関係法令となっております。説明は以上です。

田端教育長 この件に関してご意見ご質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。今、説明にありましたとおり、前年度に採択した教科書を那覇採択地区協議会の方で同様に選定することありますので、本教育委員会会議で採択をしたいと思います。そのような形であります。ご意見ご質問ないということですね。それでは、同様の採択をしていきたいと思いますけどよろしいでしょうか。大丈夫ですね。議案第13号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第13号「令和3年度使用小学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第14号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第14号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」、令和3年度使用中学校教科用図書について別紙のとおり採択する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条に基づき、令和3年度使用中学校教科用図書について、採択する必要があるのでこの案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明します。

田端副部長 佐久田学校教育課長、お願ひします。

佐久田課長 7月27日、28日、29日の3日間に教科用図書那覇採択地区協議会を開催いたしました。今年度、新たに中学校の教科書の検定をやりましたので教科書の選定を行いました。その結果、教科16種目の教科書を選定しております。国語「光村図書出版株式会社」、書写「東京書籍株式会社」、社会・地理的分野「株式会社帝国書院」、社会・歴史的分野「株式会社帝国書院」、社会・公民的分野「東京書籍株式会社」、地図「株式会社帝国書院」、数学「東京書籍株式会社」、理科「東京書籍株式会社」、音楽（一般）「株式会社教育芸術社」、音楽（器楽合奏）「株式会社教育芸術社」、美術「日本文教出版株式会社」、保健体育「株式会社学研教育みらい」、技術家庭（技術分野）「東京書籍株式会社」、技術家庭（家庭分野）「東京書籍株式会社」、外国語「教育出版株式会社」、特別の教科 道徳「日本文教出版株式会社」でございます。2ページから3ページをご覧ください。教科書採択関係法令となっております。4ページは教科用図書那覇採択地区協議会会长から那覇市教育委員会へ令和3年度使用中学校教科用図書の選定結果の通知文になります。5ページも同じく令和3年度使用中学校教科用図書選定結果となっております。5ページ以降は令和3年度使用中学校教科用図書の選定理由の一覧でございます。一覧の説明は省略いたします。2枚目1ページの欄外をご覧ください。外国語の第2・第3学年は採択変更前の発行者の新版教科書を新たに給付して使用する。外国語に関しましては、現在使用している教科書が次年度に変更になります。その時には市教委の判断として、現在使用している教科書を継続で使って良いというふうになっておりますので、那覇市、浦添市、那覇教育事務所の英語担当の指導主事と相談しました。学校現場としては、現在使用している教科書を次の2年生、3年生に継続して使用した方が学習の連続性に照らし、教員の方も教えやすいということがありましたので、2年生、3年生は現行の教科書を使用いたします。新1年生は今年度に選定した教科書を使用するという提案でございます。以上です。

田端副部長 ただいま件について、ご意見ご質問等お願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 採択された後のスケジュールを教えてください。

田端副部長 謝花指導主事、お願ひします。

謝花指導主事 各市町村の教育委員会会議で採択された後、それを取りまとめて県に報告いたします

す。期日が8月31日までとなっておりますので、今、各市町村の教育委員会会議で採択している最中でございます。既に終わっている委員会等もございます。那覇市と南大東村がまだの状況です。

田端教育長 よろしいですか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 生徒在籍との関係もありますか。

謝花指導主事 児童数は既に調査済みで次年度何学年で何人の生徒が必要になるのか把握しています。どの教科書を使うかについては採択されておりませんので、その部分が決まり次第、県に報告するということになっております。

田端教育長 よろしいですか。ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 先程、外国語の説明は理解できましたが、現在、2年生の生徒が3年生になった時に旧の教科書がそのまま使われていくということで認識はよろしいでしょうか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 教科書は変わります。出版社が同じということになります。新しい教科書を使いますが、出版社は同じ教科書会社となります。

田端教育長 2年、3年生に関しては、前年度に採択した教科書会社を継続して使うということですね。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 教科書採択関連法令に違反はしないのでしょうか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 昨年、国語で同じようなことがありました。小学校の国語に関して、現在使用している教科書を次年度も使用して良いですよと。または、新たに採択した教科書を使用しても良いですよと。また、今年度の中学校の外国語の教科書に関しても同じように現在使用している教科書会社の教科書を使用しても良いし、新たに採択した教科書を使用しても良いですよというような通知が文部科学省から出ておりますので、それに応じて対応したことになります。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、議案第14号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」は議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第14号「令和3年度使用中学校教科用図書の採択について」は、議決いたしました。

次に、議案第15号「令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第15号「令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」、令和3年度小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則

第9条第1項に規定する教科用図書については、別紙のとおり採択する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和3年度小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書について採択する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明いたします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願いします。

佐久田課長 小中学校に設置されています特別支援学級においては、先程承認されました教科用図書を使用しても良い、また、児童の発達段階に応じて沖縄県で選定した一般図書を使用しても良いとの規則がありますので、その説明でございます。

資料の2枚目1ページです。国語科における一般図書です。全部で15冊あります。書写は7冊です。続きまして2ページをお願いします。社会科の一般図書が10冊、算数・数学の一般図書が13冊ございます。3ページをお願いします。理科が10冊、音楽が12冊です。4ページをお願いします。図画工作・美術が17冊です。体育・保健体育は15冊です。5ページです。家庭科は16冊、英語は11冊となっております。最後に6ページです。道徳は16冊です。7ページは教科書採択関係法令となっております。8ページをご覧ください。8ページは沖縄県教育委員会が指定しました一般図書の資料となっております。9ページは沖縄県から出ております教科用図書の採択についての通知文となっております。15ページの下の方から一般図書の特徴や障がい等に応じた意見がついております。詳細についての説明は省略いたします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 一般図書の選定は、どういう形で選定されていますか。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願いします。

佐久田課長 沖縄県の方で選定しております。

仲本委員 特別支援教育の専門の先生方が集まってということでしょうか。

佐久田課長 そうですね。

田端教育長 児童生徒一人一人によって異なるということになるわけですね。

佐久田課長 そうです。それぞれ発達段階が異なりますので、児童生徒の個性や特質、発達段階に応じて一般図書から選んでも良いということです。

田端教育長 一人一人違っても良いわけですね。採択された教科書を使っても良いし、この中の一般図書から使っても良いと。両方使ってもいいということですか。

佐久田課長 給付されるのは1冊のみです。

田端教育長 どちらかということですね。

佐久田課長 はい。

仲本委員 その子どもに給付されるのは1冊。

佐久田課長 はい。

- 田端教育長 次年度に向けて学校の方で受給報告をするわけですね。
- 佐久田課長 学校の担任を中心に決めた後、教育委員会へ報告となります。
- 田端教育長 それから給付されると。
- 佐久田課長 はい。
- 本仲委員 選定については、学校で検討が必要になりますね。それぞれの子どもで全然違うので。だから先程スケジュールをお聞きしました。
- 田端教育長 平良委員、どうぞ。
- 平良委員 新1年生の教科書はどのように判断しますか。
- 佐久田課長 既に1年生に関しましても需要数は報告しておりますが、細かい内容は把握しておりません。
- 田端教育長 特別支援学級で使用する教科書の学校毎の選定方法は調べて報告をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは採択に入っていきたいと思います。よろしいですね。それでは議案第15号「令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 議案第15号「令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について」は、議決いたしました。教科書採択については全て終了いたしました。
- 次に、会議の非公開について委員の議決を諮りたいと思います。議案第16号の諮問について、審査選定に関する内容が含まれているため、非公開とすることが適當であると思われます。また、報告4と報告5は議会への提案前の内容が含まれるため非公開とすることが適當であると思われます。ただし、報告4と報告5の会議は非公開で行いますが、会議録は那覇市議会へ提出後に公開したいと思います。議案第16号、報告4、報告5を非公開としてよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 それでは、非公開とします。関係者以外は退席をお願いいたします。
- ～ 非公開 ～
- 田端教育長 次に、報告4「市長の専決処分（車両事故）の議会報告について」の説明をお願いいたします。武富学校教育部長、お願いします。
- 武富部長 報告4「市長の専決処分（車両事故）の議会報告について」、市長の専決処分（車両事故）の議会報告について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の指定について（平成12年3月24日議決）により専決処分した車両事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会（9月定例会）に報告するので、この件を報告する。学務課から説明いたします。

- 田端教育長 森田学務課長、お願いいいたします。
- 森田課長 9月議会に提出します報告理由説明を読み上げてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。平成30年12月25日午前9時55分頃、那覇市若狭1丁目13番と14番の間の市道を走行中の上山中学校の公用車が、シティリゾートホテルフェリーチェ前の信号機のない交差点に直進して侵入した際、交差する市道の右側から対馬丸記念館向け直進してきた車両と衝突する車両事故がありました。この事故は、公用車が交差点に進入した際、右側から向かってきた車両の左側ドアに衝突し、その後、相手車両が公用車を避けるためハンドルを右に切ったところ、前方にある電柱に右側前方を衝突したものであります。本件に係る物件損害については、令和元年5月22日付で市長の専決処分を行い、令和元年6月定例会にて報告しております。本件に係る人身損害について、治療費、休業損害など相手方の被った損害に対する賠償金額として74万2,177円を支払うものであり、当該賠償金額につきましては、本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険が適用されることとなっております。なお、本件に係る人身損害については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成12年3月24日付で市長の専決処分事項として規定された損害賠償の額の決定及び和解の事項として、令和2年8月18日付けで専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告をするものです。お手元の資料は○日付となっておりますが、昨日付けで専決処分を行いましたので、18日付けということで記入をお願いしたいと思います。以上です。
- 田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等をお願いします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見ご質問がないということありますので、報告4「市長の専決処分（車両事故）の議会報告について」は、終了いたします。
- それでは報告5「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」の説明をお願いします。山内生涯学習部長、お願いいいたします。
- 山内部長 報告5「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」、市長の専決処分（学校事故）の議会報告について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 市長の専決処分事項の規定により専決処分した学校事故に関し、地方自治法第180条第2項の規定に基づき市議会に報告するので、この件を報告する。詳細は施設課から説明いたします。
- 田端教育長 當間施設課長、お願いいいたします。
- 當間課長 よろしくお願いいいたします。1ページの報告理由説明を読み上げたいと思います。令和2年6月12日（金）午後4時頃、那覇市立仲井真中学校敷地において、被害者が校舎裏側にあるゴミ集積場付近を車で通行した際、排水溝の蓋（グレーチング）がずれていたことによって、その溝が露出していた場所に車両の右側前輪部分が落下し、

フロントバンパー等を破損させる事故がございました。過失割合は那覇市が100%で損害賠償額は10万4,940円となっております。損害賠償金については、本市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険が適用されます。なお、本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により平成12年3月24日付で市長の専決処分事項として指定された、1件200万円以下の損害賠償として、令和2年8月12日に当該事項の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものです。2ページは議会報告のかがみとなっております。3ページは専決処分書です。別添資料①は示談書の案になっております。別添資料②は事故発生場所を示した仲井真中学校の配置図でございます。裏門付近のゴミ集積場近くが事故発生場所でございます。別添資料③は写真になりますが、写真No1は事故発生現場の状況写真でございます。No2はグレーチングをアップした写真でございます。何らかの原因でグレーチングが外れまして、外れた状況の写真を掲載しています。次のページがグレーチングの裏側をプレートで溶接した写真でございます。現在は、グレーチング蓋の裏側のコンクリート部分をアンカーボルトで固定しております。別添資料④は事故車両でございます。2番目と3番目の写真が破損したフロントバンパーの写真でございます。以上で説明を終わります。

- 田端教育長 ただいま件につきまして、ご意見ご質問等お願いします。仲本委員、どうぞ。
仲本委員 児童も日常的に通行する場所だったということですよね。ゴミ捨て場に行ったり。そばには「なかよし学級」もあるので。
當間課長 そうですね。
田端教育長 裏門の通用口ということですよね。
當間課長 はい。
仲本委員 今回は車ですけれど、児童の安全の面でも問題かなと思います。学校の先生方の方でも点検などをしっかりしていただければと思います。
當間課長 環境整備員や担当職員は学校には立ち寄る機会がありますので、その際はお互い注意しましうねということで確認を取りながら進めております。
田端教育長 学校では安全点検を月1回行っていますので、しっかりとみてもらうということが必要だと思います。同様の事故が起きないように防止をしていきたいと思います。ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは報告5「市長の専決処分（学校事故）の議会報告について」は、これで終了いたします。

～ 非公開 ～

- 田端教育長 非公開を解きます。次に報告7「那覇市立小中学校の臨時休業について」と報告6「那覇市立小中学校の臨時休業の延長について」は関連いたしますので、一括して説明をお願いします。武富学校教育部長、お願ひします。
- 武富部長 報告7「那覇市立小中学校の臨時休業について」、小中学校における新型コロナウ

イルス感染症拡大防止のため臨時休業したことについて、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため那覇市立小中学校を臨時休業としたので報告する。続きまして、報告6「那覇市立小中学校の臨時休業の延長について」、小中学校における臨時休業の延長について、別紙のとおり報告する。令和2年8月19日提出。教育長 田端 一正。報告理由 小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業を延長し、別紙のとおり各小中学校校長に通知したので、報告する。詳細につきましては、学校教育課が説明します。

田端教育長 佐久田学校教育課長、お願いします。

佐久田課長 報告7、1ページの資料1をご覧ください。令和2年8月9日付「那覇市立小中校の臨時休業について」の通知文です。臨時休業期間を夏休み明けの令和2年8月11日（火）から8月16日（日）と追加しました。臨時休業を実施する理由として3点挙げております。（1）県内において感染者が急増しており、本市においても同様の状況であるため。（2）児童生徒の家族等の感染者や濃厚接触者が増加しているため。（3）市内の保育・教育関連施設において、感染者及び濃厚接触者が増加しているため。今後の方針については、決定次第、各学校へ通知する旨記載しております。2ページは保護者宛の通知文となっております。

報告6、1ページをご覧ください。令和2年8月14日付「那覇市立小中学校の臨時休業の延長について」の通知文です。8月16日（日）まで臨時休業を決定していましたが、臨時休業を延長しました。令和2年8月17日（月）から8月23日（日）までです。臨時休業を延長する理由は、先程ご説明しました臨時休業の決定と同じ理由となっております。今後の学校の日程については、8月21日（金）頃までに最終判断を行い各学校へ通知し、学校教育課ホームページで掲載いたします。上記の対応は令和2年8月14日（金）時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性がある旨記載し、各小中学校校長へ通知しています。以上です。

田端教育長 臨時休業したこととその延長ですが、ご意見ご質問をお願いします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 連日のコロナ対応お疲れ様です。保護者としてPTAからは概ねほっとしたという声が私の方には多数届いています。ただ、休校が2週目に入りて学習の補償ですか、子ども達がいつまでも学校に行けないことへの不安も聞こえてきます。身近に感染者がいらっしゃる保護者の方もいますが幸い重症じゃなかった方が結構多く、那覇市は軽症者が多いのでたいしたことではないのではという意見もありました。かかってもそれほど症状が出ないのであればここまで子ども達の生活を制限する必要があるのかという意見もあります。学びを止めてほしくないという保護者と感染が広がっていく

ことへの不安から子どもを学校に出せないという保護者と二分されているような形です。子ども達はというと休校慣れしているというか、はい、はい、休校ですねという感じですね。子ども達は凄く順応していて、学校の先生達も大分慣れてきています。先生方からの連絡もかなりスムーズになっていて、ご家庭でも今回の休校の混乱は聞こえてこないですね。皆さん学校のホームページをちゃんとチェックしています。今までの台風時の一斉通知はどの学校も大混乱していましたが、今回は何回もやっているので連絡がスムーズになったなという感じは受けます。今回の休校は県が出すタイミングよりも先に那覇市に出していただいたことでご家庭も心づもりができましたし、おそらく現場の先生方もそのタイミングで出してくださったのはありがたかったのではないかと思います。ここからは保護者の立場ではなく医療の側からするとやはりかなり切迫しています。厳しい、とても厳しい状況です。おそらく感染者数は頭打ちかピークを越えたのかもしれません、この2週間で入院した高齢者がこれから悪化したり重症化したりするので、これからが医療のひっ迫が乗り切れるかどうかの瀬戸際です。県外から看護師を受け入れて何とか乗り切っていこうという形ではあります。那覇市は経済活動や教育活動を少しストップしていただいて人の流れを止めたことで、県のいちばんの感染拡大地域での拡大がある程度ストップしたので、感染の方の拡大はおさえられたものと思われます。今回の英断は医療の側からしたらとてもありがたいことでした。私の勤務地は名護市ですが、幸い北部はまだ流行期に入っていないくて、那覇の波が収束していく方向になってきたので、北部の方はほっとしたところではあります。また、今週の様子をみて難しい判断になるかとは思いますが、来週からの学校をどう再開させていくかに関しては、教育委員会の方々の決定を尊重したいと思います。それと、那覇市医師会の学校保健担当の先生が私の大学の小児科の後輩になりましたので、だいぶ密に連絡が取れるようになりました。後で教育委員会の健康診断の事務担当の方と少し顔合わせができればなど、密に相談ができればなと思います。よろしくお願いします。

田端教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 休校がのびた場合、中学校3年生などの受験を控えている生徒の分散登校などは検討されているのでしょうか。

田端教育長 今後の対応については、定例会終了後に情報交換したいと考えていますがそれでよろしいでしょうか。現在の報告案件は、臨時休校とその1週間の延長ということですのでこれに絞って行いたいのですが、この件に関してのご質問は大丈夫でしょうか。

喜屋武委員 はい。

田端教育長 ありがとうございます。それでは報告7「那覇市立小中学校の臨時休業について」と報告6「那覇市立小中学校の臨時休業の延長について」は、終了したいと思います。佐久田学校教育課長、どうぞ。

佐久田課長 先程、平良委員からご質問がありました特別支援学級の新1年生についての一般図書の件ですが、学校現場へ確認したところ、来年の2月末に各小中学校から取次店の方に冊数の報告があるようです。それに間に合わせて、中学校では小学校へ、小学校ではこども園、保育園、幼稚園等から保護者側に意見を聞いて学校で判断をしているそうです。4月15日までに給付されますが、この間に変更があればその期間に変更も行っているというふうに聞いております。

田端教育長 ありがとうございます。以上をもちまして、令和2年度第8回教育委員会会議（定期会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第12号	那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について	原案どおり可決
議案第13号	令和3年度使用小学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第14号	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第15号	令和3年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について	原案どおり可決
議案第16号	那覇市社会教育委員の会議への諮問について	原案どおり可決